

生徒手帳



岩手県立北上翔南高等学校

校訓

進取創造

(新しい総合学科で、自分で考え、自分の道を探し、意欲的にそれぞれの生き方を確立し、いろいろなことに挑戦する。)

教育目標

生徒それぞれの個性を伸ばしながら、社会の変化に対応し時代を切り拓き、自ら課題を発見し解決に向け主体的に行動する能力と、生涯にわたって学び続ける意欲や態度を育成することを目標とする。

本校の沿革

- 大正 8年 4月 12日 黒沢尻町立黒沢尻実科高等女学校設立認可，修業年限2ヵ年，定員80名（町立黒沢尻尋常高等小学校に併設）
- 大正 8年 4月 29日 開校式挙行
- 大正 11年 4月 18日 校舎を諏訪神社境内公会堂に移転
- 大正 12年 3月 20日 修業年限3ヵ年，定員120名に変更の件認可
- 大正 15年 3月 27日 修業年限4ヵ年，定員160名に変更の件認可
- 昭和 2年 12月 20日 新校舎落成移転（黒沢尻町大字町分14の6）
- 昭和 3年 3月 15日 黒沢尻町立黒沢尻高等女学校と改称，修業年限4ヵ年，定員200名に変更の件認可
- 昭和 4年 4月 1日 岩手県に移管、岩手県立黒沢尻高等女学校と改称
- 昭和 5年 12月 1日 寄宿舎新築落成
- 昭和 15年 3月 27日 修業年限4ヵ年，定員400名に変更の件認可
- 昭和 16年 6月 18日 校舎増築落成（8教室）
- 昭和 23年 4月 1日 学制改革により岩手県立黒沢尻第二高等学校と改称（定時制課程は岩手県立黒沢尻第一高等学校に併置，中心校の外横川目，笹間，川尻に3分校並びに川尻分校沢内分室を置く）
- 昭和 24年 4月 1日 学校改革により統合（第一，第二，農業）岩手県立黒沢尻高等学校と改称，口内分校及び川尻分校沢内分室を沢内分校として設置認可
- 昭和 26年 4月 1日 普通科（全日制）定員1,050名認可，定時制課程の不定年制を4年制に認可
- 昭和 29年 4月 1日 岩手県立黒沢尻高等学校を三校に分離，本校を岩手県立黒沢尻南高等学校と改称（定員450名），定時制の課程（1,400名）を併置（中心校，横川目分校，川尻分校，口内分校，沢内分校，更木分校）
- 昭和 31年 4月 1日 定時制課程横川目分校を和賀分校と改称
- 昭和 33年 5月 31日 体育館・家事室落成・外廊下新築落成
- 昭和 33年 10月 25日 創立40周年記念式典挙行
- 昭和 35年 3月 31日 定時制課程更木分校廃止
- 昭和 36年 8月 1日 校庭拡張事業着手（約2,000坪）
- 昭和 38年 4月 1日 全日制課程定員600名に変更（一学級増）定時制課程農業科定員200名に変更
- 昭和 38年 5月 25日 宮沢賢治詩碑建設
- 昭和 39年 3月 31日 鉄筋コンクリート建て校舎新築（158.49坪）第一期工事，定時制課程沢内分校農産加工室新築落成（40坪）
- 昭和 39年 4月 1日 全日制課程定員750名に変更（一学級増）
- 昭和 40年 7月 17日 同窓会より新校旗寄贈せられる
- 昭和 41年 4月 1日 全日制課程生徒定員900名に変更（一学級増）
- 昭和 41年 11月 30日 鉄筋コンクリート建て校舎新築（355坪）第二期工事

- 昭和 44 年 4 月 1 日 全日制課程西和賀分校設置認可（生徒数普通科第 1 学年 96 名）
- 昭和 45 年 2 月 14 日 体育館 1,596,35 m²（約 484 坪）竣工
- 昭和 45 年 3 月 31 日 寄宿舍閉鎖
- 昭和 45 年 6 月 20 日 創立 50 周年記念式典挙行
- 昭和 47 年 4 月 1 日 西和賀分校独立し岩手県立西和賀高等学校となる
- 昭和 51 年 3 月 25 日 鉄筋コンクリート建て校舎新築（1,576,92 m²）第一期工事竣工
- 昭和 51 年 3 月 26 日 木造校舎用途廃止
- 昭和 52 年 3 月 25 日 鉄筋コンクリート建て校舎建築（2,854,71 m²）第二期工事竣工
- 昭和 52 年 3 月 28 日 木造校舎本館用途廃止（2,426,56 m²）
- 昭和 52 年 10 月 6 日 プール竣工（25m 7 コース）
- 昭和 52 年 10 月 21 日 黒南会館等施設落成記念式典挙行
- 昭和 52 年 10 月 25 日 クラブ室（黒南会館）369,32 m²寄付採納
- 昭和 54 年 10 月 20 日 創立 60 周年記念式典挙行
- 昭和 55 年 3 月 31 日 倉庫 60 m²新築
- 昭和 63 年 3 月 15 日 第二体育館、格技場新築（1,087 m²）及び駐輪場設置
- 平成 元年 10 月 8 日 創立 70 周年記念式典挙行
- 平成 2 年 1 月 29 日 部室新築（鉄骨 2 階建 384,96 m²）、倉庫移設
- 平成 2 年 8 月 31 日 第一校舎全面改修
- 平成 7 年 3 月 8 日 同窓会報「はぎえ」創刊
- 平成 9 年 3 月 9 日 定時制課程閉校式式典
- 平成 11 年 10 月 29 日 創立 80 周年記念式典挙行（ブロンズ像 1 個、定時制跡碑 5 個建立
うち 4 個校地外）
- 平成 15 年 12 月 3 日 校舎・産振棟増築（7,776,78 m²）工事竣工（相去町高前檀）
- 平成 16 年 3 月 24 日 校舎移転（相去町高前檀 13）
- 平成 16 年 4 月 1 日 岩手県立北上翔南高等学校（総合学科 男女共学定員 240 名）と
改称
- 平成 16 年 4 月 7 日 開校式・第 1 回入学式挙行
- 平成 16 年 10 月 15 日 第二校舎大規模改造工事竣工
- 平成 16 年 8 月 1 日 鬼剣舞部 全国高総文祭郷土芸能部門出場（※北上農高と合同）
- 8 月 29 日 優秀校東京公演出場（国立劇場）
- 平成 17 年 10 月 15 日 校舎増改築落成記念式典挙行
- 平成 20 年 8 月 10 日 鬼剣舞部 全国高総文祭郷土芸能部門優秀賞・文化庁長官賞
- 8 月 30 日 優秀校東京公演出場（国立劇場）
- 平成 21 年 10 月 31 日 創立 90 周年記念式典挙行
- 平成 22 年 8 月 5 日 鬼剣舞部 全国高総文祭郷土芸能部門優秀賞・文化庁長官賞
- 8 月 29 日 優秀校東京公演出場（国立劇場）
- 平成 24 年 8 月 26 日 鬼剣舞部 全国高総文祭郷土芸能部門最優秀賞・文部科学大臣賞
優秀校東京公演出場（国立劇場）

平成 25 年 4 月 12 日 校名改称, 男女共学, 学科再編 10 周年記念講演会
平成 29 年 8 月 3 日 鬼剣舞部 全国高総文祭郷土芸能部門優秀賞・文化庁長官賞
8 月 27 日 優秀校東京公演出場 (国立劇場)
令和 元年 10 月 26 日 創立 100 周年記念式典・講演会
講演 太田雄貴 氏『座右の銘 継続は力なり』
令和 4 年 4 月 1 日 新入生 1 学級減 (計 15 学級)
令和 5 年 8 月 1 日 鬼剣舞部 全国高総文祭郷土芸能部門優秀賞・文化庁長官賞
8 月 26 日 優秀校東京公演出場 (国立劇場)

1 岩手県立北上翔南高等学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この学則は、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（以下「管理運営規則」という。）に基づいて、本校の管理運営に関し必要な基本的事項を定める。

2 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を総合的に施すことを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、岩手県立学校設置条例により、岩手県立北上翔南高等学校と称する。

(課程、定員、及び修業年限)

第3条 本校に設置する課程及び定員並びに修業年限は次のとおりとする。

課 程	学 科	学級数	定員	修業年限
全日制の課程	総合学科	15学級	600	3年

(通学区域)

第4条 本校の通学区域は、岩手県公立高等学校の通学区域に関する規則の定めるところによる。

(学校評価)

2 本校は、教育水準の向上を図り、学校の目標を実現するため、学校の教育活動その他学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第2章 学年、期及び休業日

(学年、学期)

第5条 学年は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、学年を分けて2学期とする。

前期 4月 1日から 9月30日まで

後期 10月 1日から 3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

- (1) 学年始休業日
- (2) 夏季休業日
- (3) 冬季休業日
- (4) 学年末休業日
- (5) 岩手県教育委員会が休業を必要と認めた日

2 教育上必要があり、かつ、止むを得ない理由があるときは、校長はあらかじめ教育委員会に届け出て第1項に規定する休業日のほかに、休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育活動

(教育指導計画、教育課程及び授業時数等)

第7条 本校の教育指導計画及び教育課程は、学習指導要領の基準により、校長がこれを定める。

2 授業の終始時刻、日課表及び毎週の授業時数は、校長が定める。

(校外活動)

第8条 教育活動の一環として行う校外活動を行うときは、教育効果及び生徒の安全について特に配慮するとともに、計画書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第4章 課程修了の認定

(学習成績の評価)

第9条 学習成績の評価は、原則として5段階法に基づいて行うものとする。

(単位修得の認定)

第10条 校長は、生徒が本校の定める教育課程に従い各教科科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その科目の単位修得を認定する。

(卒業の認定)

第11条 校長は、本校の定めた教育課程に従い、高等学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第5章 教科書その他の教材の取扱

(教科書の使用及び届出)

第12条 校長は、本校において使用する教科書を教育委員会の採択したものの中から選定し、教科書採択願を教育委員会に提出しなければならない。

2 準教科書及び副読本を使用する場合には、教材使用届により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第6章 組織編成等

(学校評議員)

第13条 本校に、学校評議員を置く。

第7章 入学、退学、転学、留学及び休学等

(入学)

第14条 本校に入学することのできる者は、管理運営規則第35条に定めるところによるものとする。

(入学許可)

第15条 入学は、校長が許可する。

2 入学志願者の選抜は、教育委員会の定めるところにより行う。

(転・編入学)

第16条 1年次の途中又は2年次以上において入学を許可される者は、相当年令に達し、当該年次又は学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(志願手続)

第17条 入学志願者は、別に定める様式による入学願書に、入学選考料を添え、出身学校長を経て校長に願い出なければならない。

(入学手続)

第18条 入学を許可された者は、入学後10日以内に保証人が連署した誓約書に、戸籍抄本又は住民票の写しを添えて、校長に提出しなければならない。

(保証人)

第19条 保証人は、本校に対して生徒に関する一切の責任を負うものとする。

2 保証人は、本人の親権者又は後見人でなければならない。ただし、これらの者がいない場合には、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、本人又は保証人に住所又は戸籍上の変動があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

4 保証人が死亡し、又は第2項に規定する要件を欠くに至ったときは、本人は、改めて誓約書を提出しなければならない。

(留 学)

第 20 条 生徒は、外国の後期中等教育機関（高等学校に対応する正規の教育機関をいう。）に留学しようとするときは、保証人が連署した留学願により、校長に願い出なければならない。

2 校長は教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。

3 留学の期間は、1年間とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(休 学)

第 21 条 生徒は、病気その他の理由のため、1月以上出席することができないときは、保証人が連署した休学願（様式第7号）に医師の診断書等理由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、理由を適当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、1年以内においてその期間を延長することができる。

(理由消滅の届出)

第 22 条 生徒は、休学の許可を得た後、許可の日から起算して1月未満の期間内においてその理由がなくなったときは、休学理由消滅届にその事情を証するに足る書類を添えて、校長に届け出なければならない。

2 校長は、その事情を適当と認めるときは、当該休学処分を取消すものとする。

(復 学)

第 23 条 休学中の者が、その理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した復学願（様式第9号）に診断書等その事情を証するに足る書類を添え、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学、転籍及び退学)

第 24 条 転学、転籍又は退学しようとする者は、保証人が連署した転学（転籍・退学）願書により、校長に願い出なければならない。病気による退学の場合においては、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項によって退学した者が、1年以内に再入学を願い出たときには、校長は、理由により退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

3 校長は、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて相当の学年に転入を許可することができる。

第8章 欠席、忌引及び出席停止等

(欠席、公認欠席)

第 25 条 生徒が欠席したとき若しくは欠席しようとするときは、保証人が連署した欠席届により、校長に届け出なければならない。ただし、病気のため7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書等その理由を証するに足る書類を添えなければならない。

2 特別の事情のある場合は、校長の認める範囲でこれを公認欠席として取り扱い、出席とみなすことができる。

(忌 引)

第 26 条 生徒は、忌引により欠席する場合は、忌引届を校長に提出しなければならない。その忌引の日数は、次の期間内の連続した日数（休日を含む）とする。

2 忌引により欠席した日数は、本人の出席しなければならない日数から除くものとする。

区 分	父 母	兄弟姉妹	祖父母	伯叔父母	曾祖父母	父母の年忌
日 数	7	3	3	1	1	1

(出席停止)

第 27 条 校長は、伝染病にかかり、若しくはその恐れのある生徒に対しては、その出席停止を命ずることができる。

2 出席停止の期間は、本人の出席しなければならない日数から除くものとする。

第 9 章 授業料，入学料及びその他の費用の徴収

(授業料及び入学料)

第 28 条 授業料，入学料の徴収額及び納入方法等については、県立学校授業料等条例の定めるところによる。

(授業料滞納者に対する処置)

第 29 条 校長は、授業料の未納が納期後 1 月以上に及んだ生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

(弁償)

第 30 条 学校の施設備品を損壊又は紛失した場合、校長はその情状によってこれを弁償させることがある。

第 10 章 奨学

第 31 条 次の各号に該当する生徒は、日本育英会又はその他の奨学制度の奨学生として推薦を受けることができる。

- (1) 身体健康で品行方正，学業成績優秀と認められる者
- (2) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 32 条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第 33 条 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち退学，停学及び訓告の処分は、校長が行う。

(懲戒による退学)

第 34 条 前条に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し，その他生徒としての本分に反した者

第 12 章 補則

(補則)

第 35 条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

2 学習成績の評価及び卒業認定等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学則第9条、第10条及び第11条に基づき、学習成績の評価、単位修得の認定及び卒業の認定について、必要な事項を定めることを目的とする。

省略

第3章 考 査

(考査の種類)

第7条 考査の種類は次のとおりとする。

- (1) 定期考査
- (2) 追考査
- (3) 単位追認考査

(定期考査)

第8条 定期考査とは、各期末に実施する考査をいう。

2 考査の期日は、年間行事予定により年度初めに定める。

(定期考査受験の義務)

第9条 すべての生徒は、正当な理由がない限り、定期考査を受験しなければならない。

2 家庭謹慎等指導を受けている生徒は、審議を経て別室で受験させることができる。

3 教務課は定期考査を受験しなかった生徒の年次、組、番号、氏名、該当科目及びその理由を記入した一覧表を作成する。

(正当な理由による欠席)

第10条 正当な理由による欠席とは、次の場合をいう。

- (1) 第4条(2)の項目のいずれかに該当する場合
- (2) 公認欠席の場合
- (3) 病気等の理由で、医師の診断書等その理由を証するに足る書類を事前又は事後に提出し、やむを得ない欠席と認められた場合。
- (4) 休学中の場合

(追考査)

第11条 追考査とは、第10条の正当な理由で定期考査を欠いた生徒の、その科目に対して行う考査をいう。

2 正当な理由がなく定期考査を欠いた生徒は、この追考査を受験できない。

3 追考査は前期中間のみ実施する。ただし、前期末・後期中間・後期末は第22条及び第23条により評価する

(単位追認考査)

第12条 単位追認考査とは、当該年度の履修認定科目のうち単位修得が認定されていない科目を持つ生徒に対し、単位修得の機会を与えるために行う考査をいう。

2 この考査は、当該年度内に1回行う。

3 この考査を受験する者は、保護者連署の「単位追認考査受験願」を提出しなければならない。

(考査の監督者の義務)

第13条 考査の監督者は、厳正に監督に当らなければならない。

2 考査実施上の留意事項については、別に定める。

(不正行為の扱い)

第14条 考査において不正行為をした生徒については、事後のその期の考査の受験を停止する。

第4章 学習成績の評価

(学習成績の評価)

第15条 教科・科目の学習成績の評価は、生徒の当該教科・科目の目標の到達度を示すものである。

(学習成績の種類)

第16条 学習成績は、各期の成績と年次成績の2種類とする。

(各期の成績)

第17条 各期の成績は、考査の成績及び日常の成績の2種類を観点別評価を取り入れ、それぞれ評価し、各期ごとに評点によって行う。ただし各期ごとの評価が困難と認められる教科・科目は、隔期に行うことができる。

2 教科ごとの観点の主旨を生かし、教科内で単元における観点別評価の目標、内容、時期等を定めること

3 日常の成績の占める割合は評点の5割以内とするが、実技、実習を重視する教科・科目はこの限りでない。ただしその割合は、その都度各教科で定めるものとする。

(年次成績)

第18条 年次成績は、各期の評点の相加平均を基準として、全学習活動を観点別に評価し、評点及び5段階評定によって、年度末に行う。

(評点及び平均点)

第19条 各期の成績及び年次成績の評点は、100点法により、小数点以下は四捨五入して、整数値とする。

(5段階評定)

第20条 5段階評定及び学習状況は下表による。

学習状況	十分満足できる		おおむね満足できる	努力を要する	
	A		B	C	
学習成績 (評点)	100～75	74～65	64～45	44～40	39～0
5段階評定	5	4	3	2	1

(定期考査不受験者の学習成績の評価)

第21条 定期考査を受験しなかった生徒の学習成績の評価は、次のとおりとする。

(1) 第10条に該当する、正当な理由により定期考査を受験しなかった生徒の学習成績の評価は、追考査により行う。

(2) 第10条に該当する、正当な理由がなく定期考査を受験しなかった生徒の学習成績の評価は、第25条により行う。

(追考査の成績評価)

第22条 追考査の成績評価は、次のとおりとする。

(1) 第10条(1)又は(2)に該当する生徒については、10割以内の評価とする。

(2) 第10条(3)又は(4)に該当する生徒については、8割以内の評価とする。

ただし、考査点以外の評価についてはこの限りではない。

(追考査不受験者の学習成績の評価)

第23条 第10条に該当する、正当な理由により追考査を受験しなかった生徒の学習成績の評価は、次のとおりとする。

(1) 当該科目のその期の学習成績は日常の成績と考査に代わるものを期限内に実施して評価しなければならない。ただし、考査に代わるものが実施できない場合は、同一年度の過去の考査成績を参考にして評価することができる。

(2) やむを得ないと認められる理由により、学習成績をつけることができない場合は不成立とし、特別に審議する。

2 正当な理由がなく追考査を受験しなかった生徒の学習成績の評価は、第 25 条により行う。

(考査点を 0 点とする場合)

第 25 条 正当な理由がなく考査を受験しなかった場合又は考査において答案を提出しなかった場合は、当該科目の考査点を 0 点とする。また、考査において不正行為があった場合、当該科目と事後のその期の考査科目の考査点を 0 点とする。

2 この場合は、日常の成績による評価のみとする。

(総合的な学習の時間及び特別活動の評価)

第 28 条 総合的な学習の時間及び特別活動については、種々の資料（活動状況、成果等）を参考にして、特記すべき事項を記録するとともに、文章により評価する。

第 5 章 履修の認定及び単位修得の認定

(履修の義務)

第 29 条 生徒は、本校の定めた教育課程に基づき、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動を履修しなければならない。

(履修の認定)

第 30 条 出席時数が授業時数の 3 分の 2 以上である教科・科目及び総合的な学習の時間については、その履修を認定する。

2 特別活動については、次の各項をすべて満たした場合、履修を認定する。

(1) 出席日数が出席すべき日数の 3 分の 2 以上であること。

(2) ホームルーム活動の出席時数が授業時数の 3 分の 2 以上であること。

3 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の履修認定は、年度末に行う。

4 転・編入学及び留学等、特別の事情のある生徒の履修認定については、別に審議する。

5 やむを得ない事情によると認められる不足日数又は不足時数については、保護者連署の願い出により不足分を補充の上、履修を認定することができる。

6 必履修科目又は総合的な学習の時間を未履修の場合には、次年度において、当該科目又は総合的な学習の時間の履修を優先しなければならない。ただし「産業社会と人間」を未履修の場合には、特別指導で代替しその履修を認定することができる。

(単位修得の認定)

第 31 条 履修認定された教科・科目について、その評定が「2」以上であるとき、その教科・科目の単位修得を認定する。

2 履修認定された総合的な学習の時間は、その学習活動の成果がねらいからみて満足できると認められるとき、その単位修得を認定する。

3 単位修得の認定は、原則として年度末に行う。

4 既に単位修得した教科・科目及び総合的な学習の時間の再履修は、認めない。

5 留学における単位修得の認定については、別に定める。

第 6 章 卒業の認定

(卒業の認定)

第 32 条 卒業の認定は、次の各項をすべて満たすこととし、原則として当該年度内に行う。

(1) 必履修教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のすべてについて履修認定されていること。

(2) 修得単位数の合計が 74 単位以上であること。

(3) 特別活動の成果が、その目標からみて満足できると認められるものであること。

2 特別な事情のある者については、別に審議する。

3 生徒心得

1 一般的心得

本校生徒は岩手県立北上翔南高等学校の生徒であるという誇りと自覚をもって学業に専念し、将来有為な社会人になるよう努める。

そのためには一人ひとりが、この心得をよく理解し、実行して自分自身を高めると同時に、明るく規律ある校風の樹立に努めなければならない。

この心得に反するような行為があったときは特別指導がある。

2 学習上の心得

学業は生徒の本分であるから、常に積極的な熱意と気力を持って、学力の向上に努めること。

(1) 授業

ア 予習・復習などの家庭学習を行い、授業に臨むよう努めること。

イ 始業時の挨拶と同時に授業が開始されるように厳粛な態度で席に着き、教師の来室を待つこと。

ウ 授業に積極的に取り組み、自分の学習上の問題点、疑問点を克服すること。

(2) 特別活動

積極的にホームルーム活動・生徒会活動・学校行事に参加し、生徒が相協力し、堅実明朗な学舎を建設するよう努めなければならない。

(3) 部活動

積極的に参加し、心身の鍛錬と人格の形成に努めなければならない。部活動への加入は任意とし強制しない。

3 服装の心得

服装は質素、清潔をむねとし、生徒としての誇りを失わないものを着用すること。

(1) 制服

冬服…上下とも学校指定のものを着用し、左胸に校章・組章を付ける。ネクタイ・リボン・ベストは指定のものを着用する。寒さが厳しいときは、上着の中に指定のセーターを着用してもよい。

夏服…指定のワイシャツ・ブラウスを着用し、ネクタイ・リボンを着用する。ベストは指定のベストを着用する。

※スラックスは、腰の位置から下げない。スカート丈は、膝にかかる程度とする。

(2) 制服に付随したもの

ア ソックス

〈スラックス着用時〉

学校指定の白のミドル丈ソックスとする。

〈スカート着用時〉

夏季は学校指定の白のミドル丈ソックス、冬季は学校指定の紺のハイソックスとする。

寒さが厳しいときは、黒のタイツを着用してもよい。

イ コート類を着用する場合は華美でないものとし、革製やデニム製のジャンパー等の着用は禁ずる。

ウ 夏服の着用期間は、6月1日から9月30日までとする。衣替え移行期間(前後約1週間)及び気温が低いときは、冬服の着用を認める。

(3) 頭髪その他

頭髪の加工は、原則として禁止する。また化粧、装飾品等の使用は禁止する。

(4) 履物

ア 通学用の靴は、履きやすい物で、型や色は華美でないものとする。

イ 上履きは学校指定のものとする。かかとを踏んではかないこと。

(5) その他

ア 無用の金品は持ち込まないこと。また金品や貴重品の貸借はしないこと。

イ 持ち物には記名をし、紛失を防止すること。

ウ 携帯電話は、原則として校内では電源を切り、鞆の中に入れ、使用しないこと。ただし、授業・部活動・行事等で利用する為に教員の許可を得られれば使用を認める。

4 礼法・容儀の心得

礼儀を守り、服装を正しくすることは、自らの人格を高め、他に対しては敬愛の心を表すことである。生徒は常にこの点に注意しなければならない。

(1) 目上の人や来客に対しては、礼を失しないように心がけること。

(2) 言葉は丁寧明瞭であること。

(3) 男女間の交際は節度を守り、生徒の品位を傷つけたり、または疑いや批判を受けないように気を付けること。

(4) 不健全な娯楽を求めず、またはそのような場所には出入りしないこと。

(5) 午後9時以降の外出や外泊は禁止する。

5 登校・下校の心得

(1) 登校、下校については、道路交通法その他の交通法規を遵守すること。

(2) 自転車で通学する生徒は、自転車後部に本校で定めたステッカーを貼付すること。

(3) バイクによる通学は所定の手続きを経て校長の許可を得ること。

(4) 自動車による通学は禁止する。

(5) 乗り物を利用して通学する者は、車内における言動動作に留意し他人に迷惑をかけないこと。

6 アルバイト

生徒のアルバイトは原則禁止するが、家庭の経済的事由により、やむを得ずアルバイトを希望する場合は、次の項目を踏まえ、事前に本人、保護者連署のアルバイト許可願を提出し、校長の許可を受けること。

(1) 学業成績及び普段の学校生活において、特に問題がないこと。

(2) アルバイト先が高校生として適切な職場であり、午後8時以降の就業を伴わないこと。

- (3) アルバイト期間は原則として長期休業中とし、その期間は休業期間の2分の1以下であること。
- (4) 学期中のアルバイトを希望する場合は、原則奨学給付金受給者であること。
- (5) 上記以外については特別審議とする。

7 集会および掲示

- (1) 対外試合、集会、催し物などを行う場合には、すべて事前に生徒指導課を経由し、校長の許可を得て行うこと。
- (2) 掲示および各種のポスターなどは、あらかじめその責任者が生徒指導課に届け、許可を受けた後に掲示し、期間が過ぎたら取り去ること。

8 校舎の清掃・衛生・管理

- (1) 校舎内の履物は厳重に区別すること。
- (2) 分担区域の清掃は、責任をもって行い監督の先生の点検を受けること。
- (3) 校内外の使用並びに校具の使用にあたっては大切に取り扱い、使用後は元の状態に復帰しておくこと。
- (4) 衛生に注意し、服装や所持品の清潔を心がけること。

9 災害に対する心得

- (1) 災害による人的、物的被害を未然に防止するよう心がけること。
- (2) 災害にあたっては、指示に従い常に冷静、沈着、敏速にしかも規律ある行動をとること。

10 諸願諸届について

諸活動に伴う願、届出については、目的に応じた所定の用紙を使い速やかに提出すること。

4-1 生徒会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、岩手県立北上翔南高等学校生徒会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員の健全な自主活動の促進を図り、学校活動を充実し、学校生活の経験をと
おして、将来良き社会人となる資質を養うことを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、岩手県立北上翔南高等学校生徒会員をもって構成し、学校職員を特別会員とす
る。

第2章 役 員

(役 員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|--------|----|
| (1)会 長 | 1名 | (2)副会長 | 2名 |
| (3)書 記 | 2名 | (4)会 計 | 3名 |
| (5)議 長 | 1名 | (6)副議長 | 1名 |
| (7)執行委員 | 若干名 | | |

(任 務)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1)会 長

ア 本会を代表し、会務を統括する。

イ 必要と認めた会議の招集。

(2)副会長

会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。

(3)書 記

議事録を記載保管し、その議決事項を報告する。

(4)会 計

会計を担当し、予算編成を助けその決議を報告する。

(5)議 長

生徒総会及び評議委員会を運営し、その議長を務める。

(6)副議長

議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

(7)執行委員

ア 学校行事に際し、その都度会長の任命により選任される。

イ 学校行事の準備、企画を担当する。

(任期及び選挙)

第6条 生徒会役員の任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年とし、再任を妨げない。

2 役員の選挙については、別に定められた規定による。

3 執行委員の選任は、体育祭・合唱コンクール・翔南祭に際し、その都度必要な人数を会長の任命によって行う。

第3章 組織及び事業

(機 関)

第7条 本会は、目的達成のために次の機関を置く。

(別表)

- (1) 生徒総会
- (2) 中央委員会
- (3) ホームルーム会
- (4) 執行委員会
- (5) 専門委員会
 - ア 応援委員会
 - イ 交通安全委員会
 - ウ 生活委員会
 - エ 体育運営委員会
 - オ 美化委員会
 - カ 文化運営委員会
 - キ 編集委員会
 - ク 放送委員会
 - ケ いじめ防止・インターアクト委員会
 - コ 保健委員会
 - サ 図書委員会
 - シ 家庭クラブ委員会

第1節 生徒総会

(権 限)

第8条 生徒総会は本会の最高決議機関である。

(任 務)

第9条 次の事項は、総会の議決を必要とする。

- (1) 役員の選出及び解任
- (2) 事業の決定
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 規約の改廃
- (5) その他重要事項の決定

(招 集)

第10条 生徒総会は会長がこれを招集する。総会は年度毎5月と10月の2回とし、次の理由があるときは、臨時総会を開く。

- (1) 会長が総会の必要を認めたとき。
- (2) 中央委員会が必要を認めたとき。
- (3) 会員の3分の1以上の署名ある要求があったとき。

(決 議)

第11条 生徒総会は会員の3分の2以上の出席で成立し、出席会員の過半数の賛成でこれを決定する。

第2節 中央委員会

(権 限)

第12条 中央委員会は、生徒総会に次ぐ議決機関である。

(構 成)

第13条 中央委員会は、HR委員(2名)、各種委員長、執行委員によって構成する。

(任 務)

第14条 中央委員会は、本会会員一般の意思を代表し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会において委任された事項
- (2) 各委員会提案事項
- (3) 生徒会行事に関する事項
- (4) その他緊急を要する事項

(招 集)

第15条 中央委員会は会長が必要と認めたとき、あるいは会員の5分の1以上の署名ある要求があった場合に開催する。

(決 議)

第16条 中央委員会は、中央委員の3分の2以上の出席をもって成立し、決議は過半数の賛成をもって決定される。

第3節 ホームルーム会

(任 務)

第17条 ホームルーム会は、そのホームルームの自主活動に関する事項を決議する。

- 2 ホームルーム会を代表するホームルーム委員は中央委員会に出席する。
- 3 ホームルーム会は、各種委員を選出する。

第4節 執行委員会

(構 成)

第18条 執行委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総務委員として生徒会長、副会長、書記、会計、執行委員。
- (2) 常任委員として各種委員会に所属する各種委員会委員長。

(権 限)

第19条 執行委員会は、本会の執行機関である。

(任 務)

第 20 条 執行委員会は本会を代表し、会務を総括するために、次の業務を処理する。

- (1) 総会及び中央委員会招集
- (2) 生徒会行事の企画と運営
- (3) 各機関の協調
- (4) 他校生徒会との連絡
- (5) 目的達成のための諸調査
- (6) 生徒会室の管理

第 5 節 専門委員会

(構 成)

第 21 条 専門委員会として、次の各委員会を置く。

- (1) 応援委員会
- (2) 交通安全委員会
- (3) 生活委員会
- (4) 体育運営委員会
- (5) 美化委員会
- (6) 文化運営委員会
- (7) 編集委員会
- (8) 放送委員会
- (9) 保健委員会
- (10) 図書委員会
- (11) 家庭クラブ委員会
- (12) いじめ防止・インターアクト委員会

2 委員は、各ホームルーム会から選出され、委員数は各委員会運営の実情に応じて執行委員会
が決定する。

3 委員の任期は原則として3年とする。ただし、年度毎の再選は妨げない。

4 各種委員会は委員長1名、副委員長2名を互選する。

- (1) 任期は10月1日から翌年の9月30日までの1年とする。
- (2) 各種委員長は、必要に応じて中央委員会に出席しなければならない。

(任 務)

第 22 条 各種委員会に任務は次のとおりとする。

- 1 応援委員会
 - (1) 高校総体の応援団の組織編制
 - (2) 壮行式
 - (3) 校内応援歌練習
 - (4) その他校長が認めた応援活動
- 2 交通安全委員会
交通安全運動・自転車点検

- 3 生活委員会
挨拶運動・整容点検
- 4 体育運営委員会
 - (1) 体育祭の企画・運営
 - (2) 体育授業の補佐
- 5 美化委員会
 - (1) 掃除用具の管理
 - (2) ごみ処理（分別・古紙回収等）
- 6 文化運営委員会
翔南祭の企画・運営
- 7 編集委員会
 - (1) 学校新聞の発行
 - (2) 生徒会誌「翔南」の作成
- 8 放送委員会
 - (1) 校内放送（体育祭・翔南祭等）
 - (2) 視聴覚関連の仕事
- 9 保健委員会
 - (1) 行事における救急活動
 - (2) 翔南祭での活動発表
 - (3) 広報活動
 - (4) 加湿器・扇風機の管理
- 10 図書委員会
 - (1) 図書の貸し出し・返却の受付
 - (2) 図書館行事の補助
 - (3) 図書館報の発行等
- 11 家庭クラブ委員会
 - (1) 岩手県高等学校家庭クラブ研究発表大会参加
 - (2) 地域との連携
- 12 いじめ防止・インターアクト委員会
 - (1) いじめ防止に関すること
 - (2) ボランティア活動に関すること

第6節 部及び同好会

(部活動)

第23条 本会の会員が、学校生活の向上を目指して、各自の趣味、能力に応じた部活動を自由に行うことができるよう、次の部及び同好会を設ける。

(1) 文化部

ア 演劇部	イ 茶道部
ウ 音楽部	エ 家庭部
オ 器楽部	カ 美術部
キ パソコン部	ク 書道部
ケ 写真部	コ JRC部
サ AMI部	シ 鬼剣舞部

(2) 体育部

ア 陸上競技部	イ バスケットボール部
ウ バレーボール部	エ 卓球部
オ ソフトボール部	カ ソフトテニス部
キ バドミントン部	ク 新体操部
ケ 剣道部	コ ハンドボール部
サ 弓道部	シ フェンシング部
ス 硬式野球部	セ サッカー部

(3) 各部及び同好会には、次の役員を置き、顧問を委嘱する。

ア 文化部

(ア) 部長	1名
(イ) 副部長	1名
(ウ) 庶務係	若干名

イ 体育部

(ア) 部長	2名
(イ) 副部長	1名
(ウ) マネージャー	若干名

(4) 会員は、部活動の意義を踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた発達と心身の健全な育成を図るため、部活動に加入することが望ましい。但し、加入については任意とし、強制はしない。

(5) 部及び同好会の登録は予算会議前に行い、入部届は担任を通じて顧問に提出する。

(設立・廃止)

第24条 部及び同好会の設立、統合並びに廃止は、文化部又は体育部委員会の意思として中央委員会に提出し、総会の決議により校長の認可を受けなければならない。設立、統合並びに廃止についての条件は次のとおりとする。

(1) 部として昇格できるのは、1年以上の活動実績をもつ同好会のみとし、会員数が10名以上とする。

(2) 同好会の設立は10名以上の入会希望者名簿に設立趣意書を添えて、生徒会に提出し同意

を受けるものとする。

(3) 部員数が10名に満たない「部」は「同好会」とすることがある。

(4) 部や同好会いずれの場合も大会出場やコンテスト参加等の活動が1年間全く見られない等、活動が適当でないと判断される場合、統合や廃止の対象とすることがある。

(5) 年度末の時点で部員数が0名となった部は廃止とし、新年度に部員を募集しないこととする。

(同好会)

第25条 特別な理由により部として認められない場合でも、同好会として許可を受けることができる。

2 同好会の予算は、一律一万円を支給することとする。その他の権利、業務は部に準ずるものとするが、部室が割り当てにならないこともある。

(対外活動・合宿)

第26条 部及び同好会の対外活動並びに合宿練習については、対外活動に関する規定並びに合宿に関する規定による。

(施設利用)

第27条 部及び同好会の使用する施設については、校長の許可を受けなければならない。

(旅費)

第28条 部及び同好会の対外活動に要する旅費については、生徒会会計規定及び遠征費に関する規定による。

第4章 会議及び運営

(会議)

第29条 総会・中央委員会の招集通知は原則として3日前にその議事内容とともに公示しなければならない。

2 会議は特別な場合を除いてすべて公開とし、議長が必要と認めたときは傍聴者に発言させることができる。

(顧問)

第30条 各機関及び各部においては、少なくとも1名以上の顧問を要し、指導を受けなければならない。

(承認)

第31条 すべての集会・会議は校長の承認を得て開催し、決定事項は校長の認可を必要とする。

第5章 会計

(会費)

第32条 本会の経費は会費・入会金及びその他の収入による。

(会計年度)

第33条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時収入)

第 34 条 必要と認める場合に執行委員会は、中央委員会の同意を得て、会員から会費以外の金額を臨時に徴収することができる。

2 会計に関する規則は別に定める。

第 6 章 規約改正

(規約改正)

第 35 条 規約の改正は、中央委員会の 3 分の 2 以上の賛成をもって発議し、総会で過半数の承認を得て成立する。

附則

1 この会則施行に関する規則は、別に定めることができる。

2 この会則は、成立と同時に適用する。

昭和 49 年 4 月 1 日一部改正

昭和 63 年 4 月 1 日一部改正

平成 6 年 4 月 1 日一部改正

平成 10 年 4 月 1 日一部改正

平成 16 年 4 月 1 日一部改正

平成 24 年 4 月 1 日一部改正

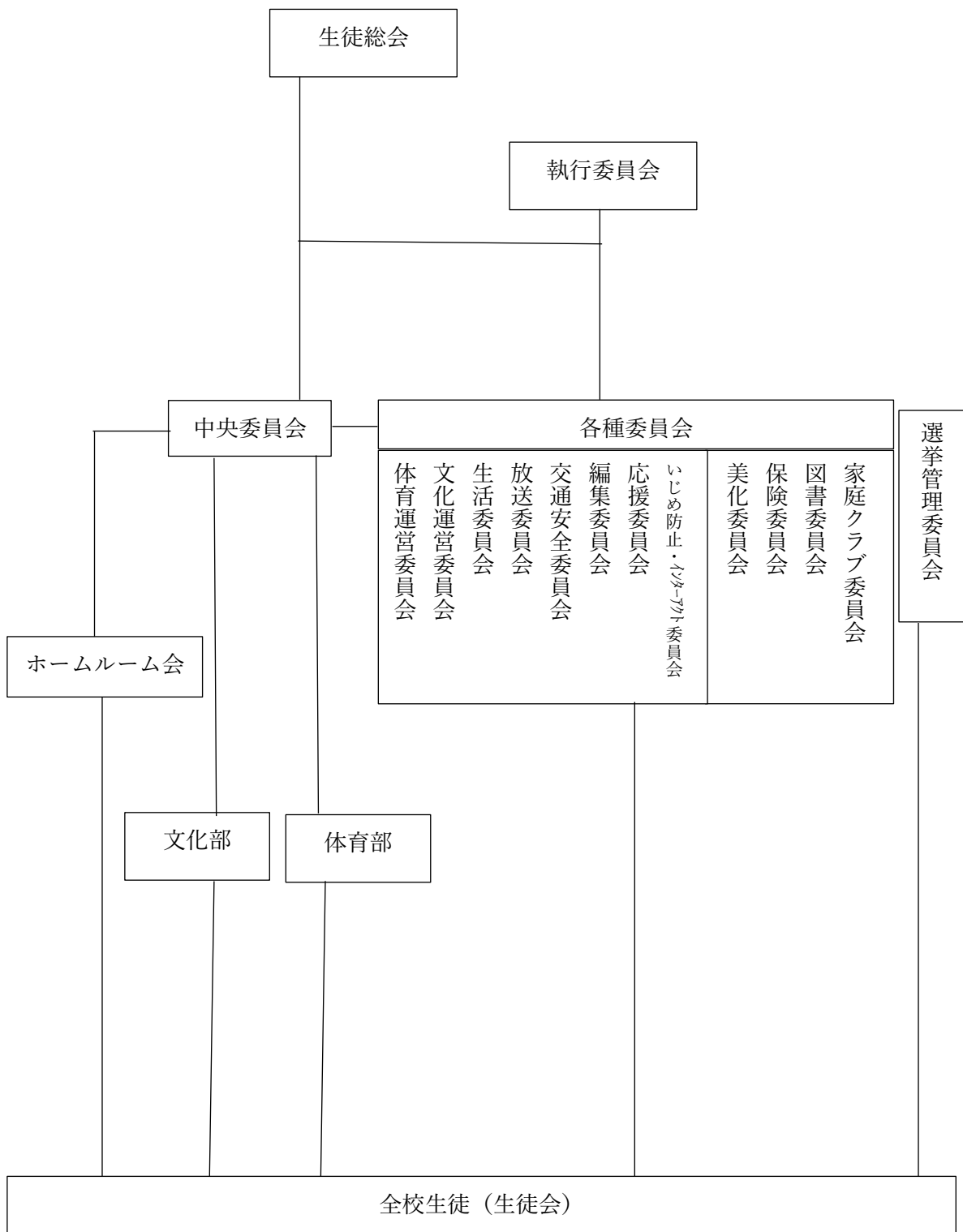
平成 27 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

(別表)

4-2 生徒会組織図



5 生徒会選挙規定

(権限)

第1条 会員は、本会の役員選挙権及び被選挙権を有する。

(役員選挙)

第2条 役員選挙は9月に行い、投票は全会員の直接無記名連記制とする。

(選挙管理委員会)

第3条 本会の役員選挙の際、選挙管理委員会を置く。

2 各ホームルームより選挙管理委員1名を選出し、選挙管理委員会を構成する。この委員は立候補並びに選挙運動はできない。

3 選挙管理委員会は選挙のときに次のことを行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補の受付及び発表
- (3) 投票並びに開票事務
- (4) 当選者の確認と発表
- (5) その他選挙関係事務

(立候補)

第4条 役員選挙は、立候補あるいは推薦制とする。

2 立候補しようとする者は選挙の1週間前までに選挙管理委員会までに届け出なければならない。

3 推薦による立候補の場合は、会員15名以上の署名ある推薦書を必要とする。

4 9月に実施される選挙に3年生は立候補できない。

5 立候補は責任者を必要とする。

(当選者)

第5条 役員選挙は有効投票数が全会員の3分の2以上でなければならない。

2 新任投票はすべての役職とも、有効投票数の2分の1以上の信任が得られた場合成立とする。

3 決選投票の場合は、多数得票者より決定する。

4 当選者が規定に定める人数に満たない場合は再選挙を行い、同点者のあるときは当該候補者について決選投票を行う。

5 選出された役員は校長が承認する。

6 生徒会役員に当選した者は理由なく辞めることはできない。ただし、総会において正当な理由があると認められたとき、校長の承認を得て辞めることができる。

7 解任の要求が成立したときは、選挙により後任の役員を決定する。

6 生徒会会計規定

(会費)

第1条 本会の会費は別に定める額による。

- 2 会費は毎月の授業料とともに納入する。
- 3 会費その他一切の収入は校長の名義で所定の銀行に普通預金とする。
- 4 現金の出納保管義務は、事務長に委嘱する。

(予算編成)

第2条 予算の編成は会計委員長が行う。

- 2 会計員は会長、副会長、書記、会計、執行委員、専門委員長、各部長で構成し毎学年始めに中央委員会の承認を得ておかれ、会計委員長は会計を併任する。
- 3 予算の割当は前年度のパーセンテージ、活動状況並びに各機関からの予算申請書を参考にして原案を作成し最終決定を総会で行い、校長の承認を得て成立する。
- 4 会計委員会は予算案作成の審議中、必要と認めたときは部顧問の意見を聴取することができる。

(会計事務)

第3条 執行委員会の会計事務は会計が担当し、各部の会計事務はマネージャーと庶務が行う。

- 2 各部の毎学期間に支出できる金額は予算統制上、各予算額の3分の1を越えてはならない。
- 3 各部会計係は次の諸帳簿を備えて明瞭に貴重し、支出に関する証拠書類を保存しなければならない。

- (1) 現金出納帳
- (2) 支出原簿
- (3) 領収書綴

- 4 生徒会予算使用細目については第6条による。

(会計監査)

第4条 生徒会会計監査は会計監査員が行う。

- 2 会計監査委員会は中央委員会の互選によって選出された若干名をもって組織し、特に会計監査に関しては委嘱された顧問に指導をうける。
- 3 会計監査は毎学期末に行い、その結果を生徒総会に報告しなければならない。

(入会金)

第5条 入会金は別に定める額とし、一般会計に組み入れる。

(支出細目)

第6条 生徒会会計より支出項目は次のとおりとし、総務費より支出する。

- (1) 登録料及び参加料（校長が認める大会に限る）
 - (2) 交通費及び宿泊費（昼食代、消費税含む）
- 2 (2)については、文化部、体育部共に支給対象は次の規定によるものとする。ただし、市内で開催される場合は支給しない。
- (1) 旅費の支給対象は原則として、各部共エントリー数プラス1（マネージャー含む）までとする。

- (2) 交通費は、実費の 60%とする。
 - (3) 宿泊費（昼食代、消費税含む）は、上限 4,300 円を支給する。
 - (4) 執行委員会並びに各種委員会の旅費支給は、交通費は実費全額、宿泊費は（3）を適用する。
- 3 対外試合等で接待を必要とする場合は、別途協議する。
- 4 部費は次のものに使用してはならない。
- (1) 旅費
 - (2) 部で共同使用が困難なもの
 - (3) ユニフォーム、帽子、ラケット、シューズ、グラブ等個人で使用するもの。

7 部活動心得

- 1 部活動は、各自の個性を伸ばすとともに、自主性、協調性を助長し育成するものであるから、常に積極的に活動を推進すること。
- 2 部活動は、顧問の指導により行うことを原則とする。
- 3 活動時間

	通常	最終下校時刻
平日	18時45分まで	19時00分

4 時間外活動

(1) 休日活動

- ア 休日に校内で活動する場合は、「休日活動記録簿」に記入すること。
- イ 活動時間は原則として9時から16時までの午前か午後とする。

(2) 特別活動

- ア 定期考査の1週間前から部活動は禁止するが、考査終了後10日以内に大会がある場合は1時間程度の練習は認める。ただし考査期間中は原則として認めない。
- イ 特別活動の場合には、願を提出し校長の許可を得ること。

5 長期休業中の部活動

事前に調査・調整のうえ、部活動計画に基づいて実施する。

6 登録料、参加料、遠征料の補助について

- (1) 登録料、参加料については生徒会会計規定により支出する。
- (2) 遠征費については、県大会に場合は生徒会会計、東北大会の場合は部活動振興費会計、全国大会の場合は後援会費会計より、それぞれ規定により支出する。
- (3) 文化部についても上記(1)(2)に準ずる。

7 コーチ委嘱

- (1) コーチ委嘱する場合は、顧問が適任と思われる者の氏名、略歴等を記し、校長の許可を得なければならない。
- (2) 校長が認めた場合、コーチに対し委嘱状を交付する。
- (3) コーチの任期は4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。
- (4) コーチには年度末に謝礼を支払うものとする。また、対外試合の場合交通費のみ支給する。(宿泊費、現地経費は支払わない。)

8 運転免許の取得および使用規定

(目的)

第1条 この規定は本校生徒の運転免許（以下免許）の取得について、必要な事項を定めることを目的とする。

(免許の取得)

第2条 本校においては、次の各号による場合のみ免許の取得を認める。

- (1) 特に必要な場合の原動機付自転車（以下原付という）免許。
- (2) 審議の結果、特に校長が必要と認める場合の免許。

(原付免許)

第3条 原付免許を取得しようとする者は、次の各号の全てを満たさなければならない。

- (1) 通学距離が8 km以上20 km未満で他に通学の便が得られないもの。
- (2) 部活動に精励し、通学に支障を来たすもの。

第4条 保護者は事前に担任に事由を申し出、生徒・保護者連署の免許取得許可願を提出しなければならない。

第5条 原付免許の取得は許可されたものに限り、1年次の春休みからとする。

第6条 原付免許を新たに取得したものは、免許証の写しを提出しなければならない。

(原付通学)

第7条 原付による通学は、次の各号によらなければならない。

- (1) 原付通学許可願を提出すること。
- (2) 原付は基本をスクーター型とし、通学にのみ使用する。但し、譲り受けなど新規購入よりも経済面や安全面において使用者に有益な場合はスクーター型を限定しない。
- (3) ヘルメットは必ず着用する。色や形状は華美でないものとする。また、原付には本校所定のプレートを装着しなければならない。
- (4) 原付の貸借をしてはならない。
- (5) 交通法規を守り、よく車両を点検・整備する。
- (6) 交通事故を起こした場合は、直ちに適切な処置をとり学校に連絡する。
- (7) 学校で行う運転技術講習会には必ず参加すること。

第8条 12月1日より翌年3月下旬までは、原付の使用を禁ずる。

(原付通学の停止、取り消し)

第9条 次の各号に該当する場合は、原付通学の許可を一時停止し、または取り消す。

- (1) 通学の状況が許可時の条件と変わった場合
- (2) 前条第7、8条に違反する行為のあら場合

(普通免許)

第10条 第2条2項より免許を取得しようとするものは次の各号によらなければならない。

1 自動車学校への入校許可の条件、時期は、下記の通りとする。

- (ア) 就職内定者は、前期末成績確定後で、学校の指定する日以降。
- (イ) その他の者は、学年末考査終了後で、学校の指定する日以降。
- (ウ) (ア)(イ)とも次の者に限る。

- (1) 出席・生活・行動に問題のない者。
 - (2) 通算で欠点科目のない者。
 - (3) 授業料・諸会費を滞納していない者。
- 2 自動車学校に入校希望する者は、事前に保護者が来校し、担任と面談の上、許可願を校長に提出し、許可を受けなければならない。
 - 3 教習はもちろん、自動車学校の仮検・卒業試験・免許取得試験など免許取得のための欠席、遅刻、早退は一切認めない。
 - 4 自動車学校を卒業した場合、卒業証明書を本校卒業式まで学校に預けること。在学中は絶対に運転してはならない。
- 第11条 本規定に違反する者の処置は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

令和5年5月9日 一部改訂

9 図書館利用心得

第1条 学校図書館は図書、視聴覚教育資料（ビデオテープ、CD-ROM、MD、DVD-ROM等。以下メディアと称する）その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、保存して、生徒及び職員の利用に供し、教育課程の展開に寄与するとともに、生徒の健全な教養を育成するための機関である。

図書館を利用する際に守るべき事項を次に定める。

第2条 入館心得

- (1) 図書及び図書資料、メディアは図書館の生命であるから丁寧に取扱うこと。
- (2) 館内では静粛にし、他人に一切迷惑をかけること。
- (3) 館内での飲食は禁止する。

第3条 館内閲覧

図書館内での閲覧は自由であるが退館の際は閲覧した本等を必ずもとの場所に納めると。

第4条 開館時間

開館日時は毎週月曜日から金曜日までとし、午前8時30分から午後5時までとする。

第5条 館外貸出

- (1) 選定した図書またはメディアと、個人IDカードをカウンターに持参し、それぞれのバーコードを係が入力して貸出を受けるものとする。
- (2) 貸出しは1人2点までとする。
- (3) 貸出期間は、その日から1週間以内とする。
- (4) 貸出しを受けた図書・メディアの「また貸し」は厳禁とする。
- (5) 辞書、年鑑、新聞、貴重書の貸出しは原則として行わない。
- (6) 貸出しを受けた図書または資料・メディアを破損、紛失した場合は原則として弁償するものとする。
- (7) 長期休暇の場合の貸出点数、期間については別に定める。

10 教育相談室の案内

「身体」が調子を崩すと、熱が出たり、頭痛・腹痛といった症状が出てきます。それと同じように「心」も不安・憂鬱・焦り・怒りなどからストレスを感じ、調子を崩してしまうことがあります。そのストレスを取り除くために利用してほしいのが『相談室』です。重症のストレスだけを扱っているではありません。できるだけ小さく軽いストレスのうちに、相談室に話しに来てみませんか。

充実した高校生活を送るため、そして自分らしく過ごすために、気兼ねなく相談室を利用してください。

◎本校では保健・相談課の先生のほか、スクールカウンセラーが月に1～3回来校し対応します。

◎面談を希望する場合は、担任の先生、あるいは保健・相談課までお知らせください。

◎場所は、教育相談室（2階大会議室向かい）。

*話しの内容について、秘密・約束は固く守ります。

北上翔南高校応援歌

第一応援歌

阿部寿一先生作詞

1 友よほまれの^{まき}幸くにありて

若き生命の火と燃ゆる^{にわ}場

栄えある光かざすは今ぞ

奮え若人われらが力

翔南高の燃血示さん

2 友よかちどき高らかに歌う

若き誓いに血潮は溢れ

出河とよもし^{くろかね}黒鉄のごと

進め若人われらが望

翔南高の意気を掲げなん

3 友よ歡喜の大杯かざし

若き勇氣は胸ぬき^{たまぎ}激り

堂々正々い向う秋ぞ

行けよ若人われらが誇り

翔南高の名をば称えん

第二応援歌

1 桜万葉^{ぼんた}の和が学舎

萩江の園に若人に
熱き血潮は火と燃えて
ならせ先駆の世紀の鐘

2 力溢るゝこのかいな

精魂^{くれん} 紅蓮の虹を呼び
空に大地にかけめぐる
見よや精悍華^{せいこんけ}の覇者

3 砂塵捲き立つ双脚に

敵が炎^{ほむら}の影も失せ
西に東に拳る声
聴けや雄叫び勝鬨^{かちどき}を

第三応援歌

1 それみちのくに名も著るき

わが学び者に攀り起ち

碧空つんざく雄たけびは

われらが選手の闘の声

覇権に挑む者あらば

翔南選手の意気見せん

2 それ北上の南なる

薫風かおる一聖地

連山高くはためくは

われらが選手の旗幟

われに敵する者あらば

翔南選手の技見せん

3 それ萩の江の学び舎に

炎熱膚の灼くの日も

酷寒、骨を刺すの日も

われらが選手の鍛え来し

熱に抗する者あらば

翔南選手の名を示せ

讃 歌

1 紺碧の空のきわみに

みちのく やまなみ
奥羽の山脈映えて

たまきわる若きいのち生命の

のぞみ かが
理想 輝よう

遥かなり和賀野の彼方

北上の豊けき流れ

あこがれ うるお はる
憧憬の潤う青春を

讃えかな美しぶ

2 寄り集う萩江が里の

まなびや
学園よその名も床し

いそ かみみふ
磯の上古りし由縁は

とわ
永遠に薫りて

はら かわら こころ こころ
兄弟姉妹の心 心に

美しく正しく清く

北斗なすしるし象徴をかざし

いざや励まん

逍 遙 歌

1 萩江の里よ若草よ

緑の丘べに^{まろ}転びては

果なき^{あおさ}青春ホリゾンに

久遠の^{のぞみ}理想を抱くかな

2 みちのくの山若き日よ

いたゞき遥かに仰ぎては

^{とぎよ}俗世を超えていや高き

^{とわ}永久の^{まこと}真理を究むかな

3 北上よ若人よ

悠久流るゝ^{みながみ}水上に

そのかみ遠き^{ききびと}祖人の

^{いきお}功業の跡を偲ぶかな

4 ^{みとせ}三年の^{はる}青春よわが友よ

^{かたみ}互に 睦ぶ友垣に

咲かなむ花は香ぐわしき

^{れいめい}黎明 告ぐる鐘の声

翔南音頭

1 緑の山の北上のその名も高き翔南は

光る汗に若さあり

ホホは バラ色 ヨイ・ヨイ・ヨイのヨイ

ヨイ・ヨイ・ヨイヤサと若さあり

ソレ 若さあり

2 朝に夕ゆうべにきたえた体

あふれる希望のぞみも天高く

清い血潮に胸をはり

翔南闘士 ヨイ・ヨイ・ヨイのヨイ

ヨイ・ヨイ・ヨイヤサと燃え上がる

ソレ 燃え上がる

3 若さの中にふしめあり

フェアプレーの精神に

揃いのフォームと音頭をそえりゃ

翔南選手のヨイ・ヨイ・ヨイのヨイ

ヨイ・ヨイ・ヨイヤサと進みゆく

ソレ 進みゆく

生活時程

時程表（通常）

朝会	8:30 ~ 8:40
朝読書	8:40 ~ 8:50
SHR	8:50 ~ 9:00
1	9:05 ~ 9:55
2	10:05 ~ 10:55
3	11:05 ~ 11:55
4	12:05 ~ 12:55
昼食	12:55 ~ 13:40
5	13:40 ~ 14:30
6	14:40 ~ 15:30
清掃	15:30 ~ 15:50
SHR	15:50 ~ 15:55
部活動	15:55 ~

時程表（火曜日）

朝会	8:30 ~ 8:40
朝読書	8:40 ~ 8:50
SHR	8:50 ~ 9:00
1	9:05 ~ 9:55
2	10:05 ~ 10:55
3	11:05 ~ 11:55
4	12:05 ~ 12:55
昼食	12:55 ~ 13:40
5	13:40 ~ 14:30
6	14:40 ~ 15:30
7	15:40 ~ 16:30
清掃	16:30 ~ 16:50
SHR	16:50 ~ 16:55
部活動	16:55 ~

時程表（5分短縮A）

朝会	8:30 ~ 8:40
朝読書	8:40 ~ 8:50
SHR	8:50 ~ 9:00
1	9:05 ~ 9:50
2	10:00 ~ 10:45
3	10:55 ~ 11:40
4	11:50 ~ 12:35
昼食	12:35 ~
諸活動	~ 13:50
5	14:00 ~ 14:45
6	14:55 ~ 15:40
清掃	15:40 ~ 16:00
SHR	16:00 ~ 16:05
部活動	16:05 ~

時程表（5分短縮B）

朝会	8:30 ~ 8:40
朝読書	8:40 ~ 8:50
SHR	8:50 ~ 9:00
1	9:05 ~ 9:50
2	10:00 ~ 10:45
3	10:55 ~ 11:40
4	11:50 ~ 12:35
昼食	12:35 ~ 13:20
5	13:20 ~ 14:05
6	14:15 ~ 15:00
清掃	15:00 ~ 15:20
SHR・諸活動	15:20 ~
部活動	~

時程表（午前授業）

朝会	8:30 ~ 8:40
朝読書	8:40 ~ 8:50
SHR	8:50 ~ 9:00
1	9:05 ~ 9:55
2	10:05 ~ 10:55
3	11:05 ~ 11:55
4	12:05 ~ 12:55
清掃	12:55 ~ 13:15
SHR	13:15 ~ 13:20
放課後	13:20 ~

◎生徒登校時刻 8:40まで

◎部活動終了時刻 18:45

（最終下校時刻 19:00）

もし事故にあったら・・・

警察 (110 番)
救急車 (119 番)
学校 【 0197-71-2122 2123 】
へ連絡してください。

<事故の記録をとりましょう>

相手の名前：

住所

電話：(- -)

車のナンバー：

運転免許証の No：
